

改定前	備考	改定後
工 事 約 款 2 0 2 3 年 7 月 1 日 実 施 東 部 瓦 斯 株 式 会 社	実施日変更	工 事 約 款 2 0 2 5 年 9 月 1 日 実 施 東 部 瓦 斯 株 式 会 社

改定前	備考	改定後
平成 2 9 年 3 月 6 日制定 2 0 2 2 年 4 月 1 日改定 2 0 2 3 年 7 月 1 日改定	改定日追記	平成 2 9 年 3 月 6 日制定 2 0 2 2 年 4 月 1 日改定 2 0 2 3 年 7 月 1 日改定 2 0 2 5 年 9 月 1 日改定

改定前	備考	改定後
目次 I. 約款の適用 1. 適用 1 2. 工事約款の揭示、変更 1 3. 用語の定義 1 II. ガス工事の申し込みおよび契約 4. ガス工事の申し込み 3 5. 契約の成立および変更 3 6. 承諾の義務 3 III. ガス工事 7. ガス工事の設計見積もり等 4 8. ガス工事の実施 4 IV. ガス工事に伴う費用の負担 9. 内管工事に伴う費用の負担 6 1 0. 本支管および整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担 7 V. 工事費等の申し受け、精算および支払い方法 1 1. 工事費等の申し受けおよび精算 9 1 2. 工事費等の支払方法 9 VI. その他 1 3. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 10 1 4. 不可抗力による損害 10 1 5. 担保責任 10 1 6. 裁判管轄 10 附 則 1. 実施期日 11 別 表 第 1 お客さまが供給を受けるガスの圧力 12 第 2 本支管工事費の当社の負担額 12 第 3 本支管および整圧器 13 1. ～ 1 0. 略	1 2. 新規項目追加 項番繰り下げ（以降同様） 記載ページ変更（以下同様） 第 4 表のページ追加	目次 I. 約款の適用 1. 適用 1 2. 工事約款の揭示、変更 1 3. 用語の定義 1 II. ガス工事の申し込みおよび契約 4. ガス工事の申し込み 3 5. 契約の成立および変更 3 6. 承諾の義務 3 III. ガス工事 7. ガス工事の設計見積もり等 4 8. ガス工事の実施 4 IV. ガス工事に伴う費用の負担 9. 内管工事に伴う費用の負担 6 1 0. 本支管および整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担 7 V. 工事費等の申し受け、精算および支払い方法 1 1. 工事費等の申し受けおよび精算 9 1 2. 債権の譲渡 9 1 3. 工事費等の支払方法 10 VI. その他 1 4. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 11 1 5. 不可抗力による損害 11 1 6. 担保責任 11 1 7. 裁判管轄 11 附 則 1. 実施期日 12 別 表 第 1 お客さまが供給を受けるガスの圧力 13 第 2 本支管工事費の当社の負担額 13 第 3 本支管および整圧器 14 第 4 請求事業者 14 1. ～ 1 0. 略

改定前	備考	改定後
V 工事費等の申し受け、精算および支払い方法 1 1. 工事費等の申し受けおよび精算 (1) 当社は、9の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。 (2) 当社は、10の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器（9（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。 (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費および工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。 ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。） ② その他、当社が特に必要と認めた工事 (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。 (5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部または一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べし、一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。 (6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。 (7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。 ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき ③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき	増設工事等で小規模な工事の上限基準を変更 クレジット払い、NP後払い適用時に、工事完成日以降の支払い期日とすることができるとを規定 番号繰り下げ（以下同様）	V 工事費等の申し受け、精算および支払い方法 1 1. 工事費等の申し受けおよび精算 (1) 当社は、9の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。 (2) 当社は、10の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管および整圧器（9（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。 (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく9および10の規定により算定した工事費および工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。 ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。） ② その他、当社が特に必要と認めた工事 (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、20万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。 (5) 当社は、当社が認めたクレジットカード決済会社を通じて当社が工事費等を受領する場合は、工事費等の支払期日をクレジットカードの決済日に繰り延べることができます。 (6) 当社は、当社が認めた後払い決済会社（以下、「請求事業者」といいます。）を通じて当社が工事費等を受領する場合は、工事費等の支払期日を工事完成日以降で請求事業者が別途指定する期日に繰り延べることができます。 (7) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部または一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べし、一括して、または2回以上に分割して申し受けることができます。この場合、支払期間および支払方法に応じて金利相当額をいただくことがあります。 (8) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。 (9) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。 ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径または材質その他工事に要する材料の変更および特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき ③ 工事に要する材料の価額または労務費に著しい変動があったとき

改定前	備考	改定後
④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき	NP 後払い適用を受けて、「債権の譲渡」に関する項目を規定	④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき 1 2. 債権の譲渡 (1) 当社は、1 1. (6) により工事費等を受領する場合は、別表 4 に定める請求事業者に工事費等の債権を譲渡いたします。 (2) お客さまは、(1) において当社が工事費等の債権を請求事業者に譲渡することについてあらかじめ承諾していただきます。 (3) お客さまは、当社が (1) の債権譲渡を行う場合において、請求および回収に必要な情報に限定してお客さまの個人情報を、請求事業者に通知することについて同意していただきます。 (4) お客さまは、当社が (1) の債権譲渡を行う場合において、請求事業者が工事費等の債権に関して工事費等が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて同意していただきます。 (5) お客さまは、当社が (1) の債権譲渡を行う場合について、前 4 項のほか、別表第 4 に掲げる請求事業者が定める利用規約に同意していただきます。
1 2. 工事費等の支払方法 (1) 工事費等については、(2) の場合を除き、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ①当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等 ②当社の支社・事業所等	項番号繰り下げ 当社運用にあわせ、払込書から請求書に変更 サービサーの適用を受けて「債権回収代行会社」による支払い方法を規定	1 3. 工事費等の支払方法 (1) 工事費等については、(2) の場合を除き、原則として当社が発行する請求書に基づき、払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ①当社が指定した金融機関 ②当社の支社・事業所等 なお、当社は、工事費等の収納業務を債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収代行会社」といいます。）に委託することがあります。その場合は、債権回収代行会社が発行する払込書により次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ①債権回収代行会社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等 ②当社の支社・事業所等
(2) 5. (2) による契約書を作成し成約した工事費等については、クレジットカードでお支払いすることができます。この場合の工事費等のお支払い日は、クレジットカードの決済日といたします。	契約書を作成しクレジットカード支払いまたは NP 後払いを明記することで、同支払い方法を適用できることを規定 NP 後払いによる支払い方法を規定 クレジットカード・NP 後払いにおいて収納業務を委託する場合があることを規定	(2) 5. (2) による契約書を作成し成約した工事費等については、(1) によるお支払いのほか、次のいずれかの方法でお支払いすることができます。その場合は、当該契約書にお支払い方法を明記いただきます。 ・クレジットカードでのお支払い ・後払い決済でのお支払い (3) 後払い決済の場合は、当社の工事完了後、請求事業者が発行する払込書により、請求事業者が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等でお支払いいただきます。 (4) クレジットカード決済会社および請求事業者は、(2) によるお支払いが滞った場合には工事費等の収納業務を弁護士等に委託することがあります。 その際のお支払い方法は、弁護士等の案内に従うものとします。

改定前	備考	改定後
Ⅵ その他 1 3. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 （１）ガス工事着手後、お客さまの都合によってガス工事契約が変更または解約される場合は、当社がすでに要した費用および解約または変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。 ただし、工事を実施していない部分につき、１１（７）に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更または解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。 （２）（１）に基づき費用および損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。 ① すでに実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。） ② すでに工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）および工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。） ③ 原状回復に要した費用 ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害 （３）お客さまのご都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事の変更、中断または解約される場合は、それによりお客さまに発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。 1 4. 不可抗力による損害 （１）当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的または人為的な事象であつて、お客さままたは当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器または施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知いたします。 ①内管およびガス栓 ②ガス遮断装置 ③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの） ④昇圧供給装置 （２）前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担することといたします。 （３）火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額といたします。 1 5. 担保責任 （１）当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。 ①内管およびガス栓 ②ガス遮断装置	項番号繰り下げ 項番号繰り下げ 項番号繰り下げ	Ⅵ その他 1 4. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等 （１）ガス工事着手後、お客さまの都合によってガス工事契約が変更または解約される場合は、当社がすでに要した費用および解約または変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。 ただし、工事を実施していない部分につき、１１（７）に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更または解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。 （２）（１）に基づき費用および損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。 ① すでに実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。） ② すでに工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）および工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。） ③ 原状回復に要した費用 ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害 （３）お客さまのご都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事の変更、中断または解約される場合は、それによりお客さまに発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。 1 5. 不可抗力による損害 （１）当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的または人為的な事象であつて、お客さままたは当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器または施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知いたします。 ①内管およびガス栓 ②ガス遮断装置 ③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの） ④昇圧供給装置 （２）前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担することといたします。 （３）火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額といたします。 1 6. 担保責任 （１）当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。 ①内管およびガス栓 ②ガス遮断装置

改定前	備考	改定後
③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの） ④昇圧供給装置 （２）（１）の担保責任の期間は、引渡の日を起算日として２年間とします。 １６．裁判管轄 この工事約款およびこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。 附則 １．実施期日 この工事約款は、２０２３年７月１日から実施いたします。 （別表第１～３） 略	項番号繰り下げ 実施日変更 NP 後払い適用を受けて請求事業者を記載	③整圧器（お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置されるもの） ④昇圧供給装置 （２）（１）の担保責任の期間は、引渡の日を起算日として２年間とします。 １ 7．裁判管轄 この工事約款およびこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。 附則 １．実施期日 この工事約款は、２０２５年９月１日から実施いたします。 （別表第１～３） 略 （別表第４）請求事業者 株式会社ネットプロテクションズ（利用規約：https://np-atobarai.jp/terms/atobarai-buyer.html）